



簡易専用水道法定検査のご案内



一般財団法人 三重県環境保全事業団

簡易専用水道の衛生管理はされていますか？

簡易専用水道とは？

市町の水道局から供給される水を1度受水槽に貯めてから給水する施設のうち、受水槽の有効容量が10 m³をこえるものを指します。

簡易専用水道の設置者は、安全な水を維持するため様々な管理を行っていかねばいけません。

簡易専用水道の管理について

簡易専用水道の管理は水道法34条2第1項で国土交通省及び環境省によって以下のことが定められています。

1

1年に1回以上の清掃を行うこと

2

衛生上有害なものから水が汚染されるのを防止するために必要な措置をすること

3

給水栓における水の色・濁り・味などに異常を認めた場合、専門の水質検査機関にて水質検査を行うこと

4

給水する水が健康に害がある場合は直ちに給水を停止し、また、その旨を関係者に周知させること

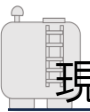
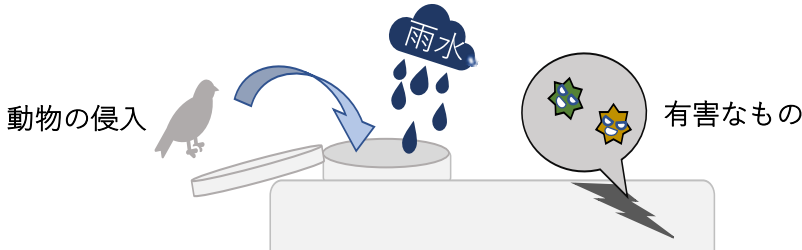


年1回の法定検査は受けていますか？

簡易専用水道の設置者は定期的に国土交通省及び環境省の登録を受けた検査機関による検査を受けなければなりません。これについては水道法第34条の2第2項に記載されています。

！もしかするとこんなことになるかも

例えば、台風などによりマンホールの蓋が破損したり、劣化により水槽に亀裂が入ると、雨水や汚水など衛生上有害なものが流入している恐れがあります。そのように判断された場合は、直ちに管轄している行政機関に報告し給水を停止する措置をとらなければなりません。



現場検査と書類検査について

検査には2種類あります。

(実際に検査員が現場を確認する)

現場検査

【適用施設】

・ 特定建築物に該当しない施設

※特定建築物に該当しない施設は書類検査を選択することはできません

(書類上のやり取りのみで行う)

書類検査

【適用施設】

・ 特定建築物に該当する施設

※現場検査を選択することも可能です



現場検査のながれ

検査の
ご依頼

検査日の
決定

検査日
当日

・新規施設のご依頼は当事業団の HP に**新規依頼書**がございますので、ご記入の上 FAX 又はメールにてご返信ください。

・検査履歴のあるお客様には、前回の検査月の 2 か月程前に案内を送らせていただいております。ご依頼の際は封書内の**返信はがき**をご記入の上ご返送ください。

・検査日時はお電話にてご都合をお伺いします。
(ご希望の日時がある方はあらかじめご連絡ください)

・日時の決定後、**日程ハガキ**を郵送させていただきます。

・検査当日は以下のものをご準備願います。

◇**貯水槽清掃の報告書** (直近のもの)

◇**給水設備関係の図面**

(簡易専用水道設置報告書、給水開始届でも構いません)

◇**受水槽・高置水槽関連の鍵**

◇もしあれば結果書に記載させて頂くもの

水質検査の結果書

残留塩素測定の記事録

水槽の見回りの記事録

飲料水外観検査の記事録

・検査員が各検査を行います。

①**施設検査**

実際に受水槽・高置水槽を確認し、水槽本体に亀裂箇所がないか、破損箇所がないか等、各検査項目に従って検査を行います。



②**水質検査**

水槽からの水で、末端の水栓から色臭い等の有無や残留塩素を確認します。又、専用の容器に採水して事業団に持ち帰り、分析機械で色度濁度を分析します。



検査日
当日

③書類の整理等に関する検査
準備していただいた清掃報告書や
図面等の管理状況を確認します。



- ・検査後、検査員が水槽又はその付近に**検査済証**を貼らせていただきます。鍵を返却し、サインを頂いたら検査は終了となります。

結果書・請求書の発行・お届け



書類検査のながれ

検査の
ご依頼

結果書の
作成

- ・新しくご依頼される方は当事業団の HP に**新規依頼書**と**書類検査依頼書**がございますので、ご記入の上 FAX 又はメールにてご提出ください。初回に限り、特定建築物の確認の為、**行政庁に提出された特定建築物に関する届出のコピー**を添付して下さい。
- ・以前にご依頼いただいたお客様には、前回の検査月の2か月程前に**書類検査依頼書**を送らせていただいておりますので、ご記入の上 FAX 又はメールにてご返信ください。

- ・お客様から返送していただいた依頼書を元に、検査員が結果書を作成します。

検査済証※1・結果書・請求書の発行・お届け

※1 結果書に添付された**検査済証(ステッカー)**につきまして、貼る場所は特に決められておりません。受水槽やその周辺で、お客様が目につきやすい箇所に貼ることをお勧めしております。

QRコード



簡易専用水道検査 HP



様式ダウンロード



行政担当窓口一覧



担当メール：kansen@mec.or.jp

URL

簡易専用水道 HP:

https://www.mec.or.jp/index.php/k_bunseki/cate/suido/kansen/

様式ダウンロード”:

https://www.mec.or.jp/index.php/k_bunseki/cate/suido/kansen/form/

行政担当窓口:

https://www.pref.mie.lg.jp/MKANKYO/HP/suido_madoguchi.htm



ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

一般財団法人 三重県環境保全事業団
科学分析部 第二分析課 簡易専用水道チーム

TEL : 059-245-7508 FAX : 059-245-7516

E-mail : kansen@mec.or.jp



レジオネラ属菌の検査のご案内 (浴槽水・温泉・プール水)

レジオネラ症予防対策、大丈夫ですか？

レジオネラ属菌は、自然界の土壌や淡水等に広く生息する細菌であり、周辺から除去することは非常に困難です。そのため、レジオネラ症を予防するためには、感染源となる浴槽設備や機器の衛生管理を徹底し、レジオネラ属菌の増殖を極力防止する必要があります。

特に、抵抗力の弱い老人等が利用する特別養護老人ホームなどの浴槽設備はレジオネラ症の感染源となる恐れがありますので、徹底した予防対策と定期的な水質検査が必要となります。

弊社では、宅配を利用したレジオネラ属菌の検査をご提供いたします。



◇レジオネラ属菌検査終了後、検査済証(シール)の発行を行っております。

2026年6月料金改定

検査料金

- ・レジオネラ検査のみ : 9,000 円(税別)
- ・浴槽水4項目※① : 12,000 円(税別)
- ・旅館業用浴槽水5項目※② : 14,000 円(税別)
- ・浴槽原水 6 項目※③ : 12,000 円(税別)

※①【濁度・大腸菌・TOC (または過マンガン酸カリウム)・レジオネラ属菌】

※②【浴槽水 4 項目 + アンモニア態窒素】

※③【pH・色度・濁度・大腸菌・TOC・(または過マンガン酸カリウム)・レジオネラ属菌】

ご依頼はこちらから



オンライン申込み
https://www.mec.or.jp/index.php/k_bunseki/cate/suido/yokusousui/yokusou_onlin/

その他の検査項目、詳細については事業団ホームページをご覧ください

◇水道水・井戸水水質検査(採水容器の往復送料込)

井戸水	8,000 円(税別)
食品 10 項目	9,000 円(税別)
毎月項目(ビル管 A)	8,000 円(税別)



水道水・井戸水検査
https://www.mec.or.jp/index.php/k_bunseki/cate/suid/ido_takuhai/

◇シックハウス測定(室内空気汚染物質測定) パッシブ法(キットの往復送料込)

アルデヒド類 2 項目 (ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド)	12,000 円(税別)
揮発性有機化合物 (VOC)5 項目 (トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン)	12,000 円(税別)
上記 7 項目セット	15,000 円(税別)



シックハウス測定
https://www.mec.or.jp/index.php/k_bunseki/cate/suido/sick/

◇絶縁油中の PCB 混入確認検査(採油キットの往復送料込)

1 検体当たり	8,000 円(税別)
---------	-------------



PCB 混入確認検査
https://www.mec.or.jp/index.php/k_bunseki/cate/k_hormon/z_pcb/



お問い合わせ先

一般財団法人 三重県環境保全事業団
科学分析部 第二分析課
(TEL 059-245-7508 FAX 059-245-7516)



分析 HP
https://www.mec.or.jp/index.php/k_bunseki/